

第4次宍粟市障がい者計画

施策体系に基づく取組実績とその課題

(令和7年度)

第4次宍粟市障がい者計画施策体系表

▼基本理念

『地域』で共に暮らせるまちづくり

▼基本目標／▼基本施策

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進 | P 1 |
| (1)就学前教育・学校教育等を通じた豊かな心の育成 | |
| (2)職場・地域社会等における障がいへの理解啓発 | |
| (3)合理的配慮の浸透に向けた啓発 | |
| (4)支え合う人づくりの推進 | |
| 2 社会参加の促進 | P 4 |
| (1)意思疎通支援者の派遣と養成 | |
| (2)移動の支援 | |
| (3)就労・就労定着の支援 | |
| (4)文化芸術活動・スポーツの推進 | |
| 3 地域生活支援の充実 | P 6 |
| (1)生活の支援 | |
| (2)権利擁護体制の充実 | |
| 4 保健福祉事業と相談体制の充実 | P 8 |
| (1)障がいの早期発見と療育体制の強化 | |
| (2)相談体制の充実 | |
| 5 安心で配慮のあるまちづくりの実現 | P11 |
| (1)ユニバーサルデザインの推進 | |
| (2)情報の円滑な取得や利用しやすい環境の整備 | |
| (3)防災・防犯体制の充実 | |

第4次宍粟市障がい者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

(1) 就学前教育・学校教育等を通じた豊かな心の育成								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①こどもの発達段階に応じた人権教育の推進 道徳性や社会性などが芽生える就学前の幼児期(保育所、幼稚園、認定こども園)や、知的・社会的能力が大きく発達する小・中学校期など、こどもの発達段階に応じた人権教育を行い、お互いの個性を尊重できる価値観を育みます。 また、障がいの有無の隔たりなく、児童が共に学ぶことを基本として、インクルーシブ教育の推進に向け全教職員の障がい・特性等への正しい認識や、合理的配慮への理解のための取組を推進します。	○各校園所における人権教育年間指導計画の毎年の見直しをふまえた授業・保育の実践	・人権教育推進検討委員会を年間2回開催 ・各小中学校において、夏季校内研修会を実施	・小中学校における人権課題や社会における今日的課題に合った題材及びテーマの見直し ・教職員の人権意識の向上	・人権教育推進検討委員会を年間3回開催 ・各小中学校において、夏季校内研修会を実施	・人権教育推進検討委員会を年間3回開催 ・各小中学校において、夏季校内研修会を実施	・小中学校における人権課題や社会における今日的課題に合った題材及びテーマの見直し ・教職員の人権意識の向上	・人権教育推進検討委員会を年間3回開催 ・各小中学校において、夏季校内研修会を実施	学校教育課
		年度当初の職員会等において、人権教育年間指導計画について全職員で共通理解を図り、一人ひとりの個性を尊重した保育を実践	全職員の人権に関する正しい知識や理解の浸透	職員会にて、継続的な研修を実施。	職員会にて、継続的な研修を実施。	全職員の人権に関する正しい知識や理解の浸透	カンファレンス等を通して幼児一人ひとりに対する理解を深める。	こども未来課
②教職員等の指導力の向上 教職員を対象にした人権教育研修や教育研修所における自主的研修の充実などにより、教職員等の指導力の向上を図ります。	○市内教職員等を対象とした人権教育講演会の実施	人権教育推進検討委員会を年間2回開催	正しい認識に基づいた教育を全市的にどのように充実させるか	人権教育推進検討委員会を年間2回開催	人権教育推進検討委員会を年間3回開催	正しい認識に基づいた教育を全市的にどのように充実させるか	人権教育推進検討委員会を年間3回開催	学校教育課
		市人権教育研修及び就学前人権教育研修会に参加	こども園・保育所においての全職員への周知	年2回実施	市人権教育研修及び就学前人権教育研修会に参加(年2回)	研修参加の際の職員体制	市人権教育研修及び就学前人権教育研修会に参加	こども未来課
	○市教育研修所自主研修講座の開催	講師招聘し、学ぶ権利を保障する取組について見識を深める。	研修内容を広く周知し、教職員の人権意識をさらに高める。	講師招聘合同研修会の開催(12月)	講師招聘し、学ぶ権利を保障する取組について見識を深める。	研修内容を広く周知し、教職員の人権意識をさらに高める。	講師招聘人権教育研修会の開催(12月)	学校教育課
		市教育研修所一般講座において園所研修を実施	研修時間の確保	各園所1回実施	学年別・新任・特別支援研修	研修参加の際の職員体制	市教育研修所一般講座において園所研修を実施	こども未来課
(2) 職場・地域社会等における障がいへの理解啓発								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①理解啓発事業の充実 日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、市民や自治会、PTAなどの団体を対象として、障がいへの理解を深める啓発や研修を行います。	○生涯学習推進協議会の活動による研修や啓発	・地域の人権学習やふれあい交流活動を通して、こころ豊かな住みやすい地域づくり活動に取り組んだ。 ・障がい分野も含め、人権・差別問題の学びの場として、リーダー研修会を3回実施(一宮)	参加者の確保	・地域の誰もが参加できる学習会や交流会等の地域活動の実施 ・3回のリーダー研修を予定(一宮)。	・各地区(各自治会)を単位とした人権学習に取り組んだ。 ・地域での人権意識を高めていくため、リーダー研修会を実施した。	・各地区内での学習への参加率	・各地区内での人権学習の取組 ・リーダー研修会の実施 ・市、県人権教育研究協議会への参加	まちづくり推進課
					障がい分野も含め、人権・差別問題の学びの場として、リーダー研修会を3回実施(一宮)	－	3回のリーダー研修を予定。(一宮)	一宮まちづくり推進課
					障がいのある人をテーマにした講演会や映画会を開催することができなかった。	－	障がいのある人をテーマにした講演会等は計画していない。	波賀まちづくり推進課
					・各自治会を単位とした人権学習に取り組んだ。 ・地域での人権意識を高めていくため、リーダー研修会を実施した。	各自治会での学習への参加率	地域運営組織「ちくさえとこ協議会」を主体とした生涯学習の推進に取り組む、地域全体での人権学習の充実を図る。	千種まちづくり推進課
	○人権施策推進計画に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進	人権文化をすすめる学習会や映画を実施し、障がいを理由とする差別解消を推進	－	継続実施	人権文化をすすめる学習会や映画を実施し、障がいを理由とする差別解消を推進	－	継続実施	人権推進課
	○人権擁護委員・市民人権推進員を対象とした研修の開催	差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざすための研修を実施	－	継続実施	差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざすための研修を実施	－	継続実施	人権推進課
○市民を対象とした映画会・講演会の開催	・人権文化をすすめる学習会の一つとして、「優生保護法問題」を中心とした講演会の実施 ・はーとふるシネマ映画祭において「沈黙の50年」の映画上映	－	継続実施	・人権文化をすすめる学習会と「宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例」制定10周年記念共催事業を実施。 ・はーとふるシネマ映画祭で「ノルマル17歳-わたしたちはADHD-」を上映	－	継続実施	人権推進課	

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
	○人権啓発冊子の発行	人権啓発冊子「そよ風2025」を全戸配布。「見えない障がい」を一つのテーマとした。	－	継続実施	人権啓発冊子「そよ風2026」を全戸配布	－	継続実施	人権推進課
	○心のバリアフリー展など、障がい者理解啓発事業の実施	・旧優生保護法に関する映画「沈黙の50年」上映と講演会(8月、116人参加) ・パラスポーツによる理解啓発:ポッチャリーグ(3月～10月に6回、延247人参加)、森のパラスポーツフェス(10月、約100人参加) ・こころの健康講座(発達障がいに関する講演)(11月、37人参加) ・みんなをつなぐ心のバリアフリー展(12月、222人来場)	・年間を通じて継続して理解啓発 ・多くの市民や企業へ周知を図るため、啓発方法に工夫が必要。	継続実施	・LGBTQや聞こえないこと、海外体験記など、手話による講演会。人権推進課と共催(6月、121人参加) ・児童思春期講演会「こどもの育ちと支援を学ぶ(8月、約100人参加) ・こころの健康講座(心のバリアフリーに関する講演)(9月、25人受講) ・みんなをつなぐ心のバリアフリー展(12月、186人来場)	・年間を通して計画的に周知・啓発(各市民局巡回開催なども検討) ・市民が参加しやすい環境づくり(他部署事業との連携、地域を巻き込んだ取組など)を検討し、「交流」の機会を増やす。 ・障がいのある人の社会参加を促進(居場所の提供、作品展などにより創作意欲を高める方法を検討) ・福祉関係者に対する研修(スキルアップ)への支援	各市民局で移動展示をする等理解啓発を工夫する。	障がい福祉課
	○障がい者週間や障がい者雇用支援月間における啓発活動	心のバリアフリー展で、障がい者週間を啓発		継続実施	心のバリアフリー展等の各種イベントで啓発を実施		・継続実施 ・世界自閉症啓発デーにあわせ、北庁舎のライトアップを実施	障がい福祉課
②「手話言語条例」に基づく手話施策の推進 「手話言語条例」に基づき、市民一人ひとりが「手話」を言語として認識し、手話及び聴覚障がいへの理解が広く浸透するよう、手話施策の推進に努めます。	○手話施策推進会議の開催	手話施策推進会議の開催(6月、3月)	－	手話施策推進会議の開催(年2回予定)	手話施策推進会議の開催(6月、3月)	－	手話施策推進会議の開催(年2回予定)	障がい福祉課
	○手話施策推進方針アクションプランの推進	手話施策推進方針アクションプラン(令和6～10年度)に基づき、手話施策推進会議で実施状況を検証しながら各種取組を推進した。手話の普及・啓発として、主に下記事業を実施。 ・手話言語の国際デー講演会(9月、86人参加) ・手話検定の実施	－	・継続実施 ・「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」の制定10周年を記念し、講演会等を実施する。	・手話施策推進方針アクションプラン(令和6～10年度)に基づき、手話施策推進会議で実施状況を検証しながら各種取組を推進した。手話の普及・啓発として、主に下記事業を実施。 ・手話言語の国際デー、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例制定10周年記念イベントを開催。記念講演、グループによる手話の発表、太鼓演奏、市歌の手話バージョンの披露(9月、170人参加) ・手話検定の実施	－	・継続実施 ・手話言語の国際デーに手話の普及啓発のため、講演会を開催予定	障がい福祉課
	○手話教室の開催	学校や事業所、消防署等で幅広く手話教室を実施し、手話への理解や聞こえない人とのコミュニケーション方法などの学びの機会を提供した。	福祉学習から多言語学習へと進めるために、実施方法等を検討	継続実施	学校や事業所、消防署等で幅広く手話教室を実施し、手話への理解や聞こえない人とのコミュニケーション方法などの学びの機会を提供した。	福祉学習から多言語学習へと進めるために、実施方法等を検討	継続実施	障がい福祉課
	○ろうあ協会や手話サークルと連携	・講演会やイベントブースなどでの手話普及にあたり、宍粟市ろうあ協会と宍粟市手話サークル連絡会と連携して実施 ・手話言語の国際デー講演会にあわせ、同協会と同連絡会主体による手話サロンを開催	交流の場の開設について検討	継続実施	・講演会やイベントブースなどでの手話普及にあたり、宍粟市ろうあ協会と宍粟市手話サークル連絡会と連携して実施 ・心のバリアフリー展で両団体による手話体験の機会を設けた。	交流の場の開設について検討	継続実施	障がい福祉課
(3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①合理的配慮の浸透促進 合理的配慮が広く市民や民間事業者に浸透し、実践されるよう普及啓発に取り組みます。	○市広報紙や市公式サイトなどによる啓発	・市公式サイトで周知 ・ポッチャや心のバリアフリー展でマスクを配布し、市民へ「合理的配慮」「虐待防止」を啓発 ・20歳の祝典で合理的配慮の提供について周知	－	継続実施	・市公式サイトで周知 ・ポッチャや心のバリアフリー展で啓発用品を配布し、市民へ「合理的配慮」「虐待防止」「ヘルプマーク」を啓発	－	継続実施	障がい福祉課
	○ヘルプマークなど障がいに関するマークの啓発	・ヘルプマークの交付 ・心のバリアフリー展で合理的配慮や障がいに関するマークを啓発(12月)	－	・ヘルプマークの交付 ・合理的配慮や障がいに関するマークを啓発		－	・ヘルプマークの交付 ・合理的配慮や障がいに関するマークを啓発	障がい福祉課
	○民間事業者への訪問等による啓発	・金融機関への訪問し、合理的配慮の周知とコミュニケーションボードを配付	・企業向けの啓発方法を検討 ・積極的な広報活動の実施	5月:自治会長へ周知 8月:企業訪問 企業の取組を調査し、広報紙等で紹介	・自治会長へ合理的配慮の周知を依頼(5月)	・企業向けの啓発方法を検討 ・企業と福祉事業所のつながりの機会創出 ・積極的な広報活動の実施	企業訪問を予定	障がい福祉課

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
②市役所における合理的配慮の提供推進 職員対応要領の内容をすべての職員が理解し、日常業務の中で実践するよう、周知徹底に努めます。	○職員対応要領による合理的配慮の理解浸透と実践	・新任職員研修で合理的配慮について周知（4月） ・「障害」の表記を「障がい」に改める取組を実施	－	・新任職員研修で合理的配慮について周知（5月） ・「障がい」表記の浸透	・新任職員研修で合理的配慮について周知（5月） ・「障がい」表記の浸透に向けて啓発	－	・新任職員研修で合理的配慮について周知（5月） ・「障がい」表記の浸透	障がい福祉課
(4) 支え合う人づくりの推進								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
地域福祉の担い手の確保・育成と連携の強化 地域福祉を進める団体と連携し、地域福祉の担い手の確保とその資質向上に努めます。障がい者福祉に対する市民の関心を喚起するとともに、ボランティア団体等との連携を強め、公私協働による地域福祉を推進します。また、点字・朗読・外出介助の奉仕員など、必要な支援の充実に取り組みます。	○宍粟市社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携	民生委員・児童委員は、担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを把握し、援助を必要とする人の見守りや訪問活動を行い、必要に応じて関係機関へつないだ。	年々、民生委員の高齢化、成り手不足が課題となっている。	継続した見守り活動を行う。	民生委員・児童委員は、担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを把握し、援助を必要とする人の見守りや訪問活動を行い、必要に応じて関係機関へつないだ。	年々、民生委員の高齢化、成り手不足が課題となっている。	引続き、継続した見守り活動を行う。	社会福祉課
	○青い鳥・くすの木学級の開催	・青い鳥講座 市内講座2回、市外講座1回(スマホ講座、料理講座等) ・くすの木講座市 内講座2回、市外講座1回(防災講座、太極拳講座等) 計6回	・長年の学級運営による学級生の高齢化及び講座のマンネリ化 ・送迎タクシーや市外講座バス借上料が年々高額になり予算を圧迫している。	・青い鳥学級市内講座1回、市外講座1回 ・くすの木学級市内講座1回、市外講座1回 計4回 くすの木学級市外講座を万博見学予定	・青い鳥講座 市内講座1回、市外講座1回(森林鉄道と市歌を歌おう等) ・くすの木講座市内講座1回、市外講座1回(大阪関西万博、革細工体験等) 計4回	・長年の学級運営による学級生の高齢化及び講座のマンネリ化 ・送迎タクシーや市外講座バス借上料が年々高額になり予算を圧迫している。	・青い鳥学級市内講座1回、市外講座1回 ・くすの木学級市内講座1回、市外講座1回 計4回	社会教育文化財課
	○病院のボランティア活動	病院ボランティアめいちゃんによる病院玄関での患者さんの介助(フロア案内・車いす介助など)	ボランティア活動者の安全確保	継続実施	病院ボランティアめいちゃんによる病院玄関での患者さんの介助(フロア案内・車いす介助など)	ボランティア活動者の安全確保	継続実施	医事企画課
	○障がい者福祉に対する市民の関心を喚起	・講演会やバリアフリー展の開催など理解啓発事業の実施 ・出前講座の実施(2回)	－	継続実施	・講演会や心のバリアフリー展の開催など理解啓発事業の実施 ・出前講座の実施(0回)	－	継続実施	障がい福祉課
	○ボランティア団体との連携	手話サポーター等登録制度の実施(手話の魅力の発信に協力できる市民や事業者を手話サポーター、手話フレンズ、手話啓発協力事業所として認定)	点字・朗読・外出介助の奉仕員など充実に向けて検討	継続実施	手話サポーター等登録制度の実施(手話の魅力の発信に協力できる市民や事業者を手話サポーター、手話フレンズ、手話啓発協力事業所として認定)	点字・朗読・外出介助の奉仕員などの充実に向けて検討	継続実施	障がい福祉課

第4次宍粟市障がい者計画

基本理念

基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

2 社会参加の促進

(1) 意思疎通支援者の派遣と養成								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①意思疎通支援者の派遣 手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じて、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加を促進します。	意思疎通支援事業による手話通訳者と要約筆記者の派遣	派遣件数 計660件 ・手話通訳者 426件 ・要約筆記者 234件	意思疎通支援者の育成	継続実施	派遣件数 計574件 ・手話通訳者 389件 ・要約筆記者 185件	意思疎通支援者の育成	継続実施	障がい福祉課
②意思疎通支援者の養成 手話通訳者や奉仕員の養成に向けた研修等を実施し、有資格者等の育成につなげます。	○手話通訳者等に対する研修の実施 ・レベルアップ講座 ・試験対策講座 ・手話奉仕員養成講座	・レベルアップ講座(2クラス) 各5回 ・手話通訳者全国統一試験対策講座 5回 ・手話通訳士試験対策講座 5回 ・手話奉仕員養成講座(入門) 21回 ・手話奉仕員養成講座(基礎) 23回	意思疎通支援者の育成	継続実施	・レベルアップ講座(2クラス) 各5回 ・手話通訳者全国統一試験対策講座 5回 ・手話通訳士試験対策講座 5回 ・手話奉仕員養成講座(入門) 21回 ・手話奉仕員養成講座(基礎) 23回 ・要約筆記現任研修 3回 ・意思疎通支援者(現任者)を対象に、聴覚障がいに対する理解、意識の向上を目的とする研修を実施(3月)	意思疎通支援者の育成	継続実施	障がい福祉課
(2) 移動の支援								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①移動手段の確保 医療機関への通院や社会参加等を支援するため、タクシーによる移動サービスを実施します。また、移動手段の多様化に向けた研究を行います。	○外出支援サービス事業の実施	公共交通機関の利用が困難で、外出が困難な障がいのある人や高齢者に対し、外出支援サービスを提供した。 ・利用登録者数 652人 ・利用回数 15,549回 ・事業形態 市内のタクシー事業者等の10事業者に運行業務を委託して実施	人工透析患者及び対象外の人への移動支援の方法を研究	継続実施	公共交通機関の利用が困難で、外出が困難な障がいのある人や高齢者に対し、外出支援サービスを提供した。 ・利用登録者数 631人 ・利用回数 14,477回 ・事業形態 市内のタクシー事業者等の11事業者に運行業務を委託して実施	人工透析患者及び対象外の人への移動支援の方法を研究	・継続実施 ・公共交通担当課との情報共有・連携のための会議を開催	障がい福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○障がい者支援施設等通所費支給	日中活動や訓練による経済的負担の軽減と利用促進のため通所支援(交通費の助成)を行った。 利用者 222人(者182人、児40人)	—	継続実施	日中活動や訓練による経済的負担の軽減と利用促進のため通所支援(交通費の助成)を行った。 利用者 221人(者185人、児36人)	—	継続実施	障がい福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
②自家用車による外出の支援 自家用車での外出を支援するため、自動車改造や運転免許取得への助成をします。	○自動車改造費・運転免許取得費の助成	・自動車改造費助成 1人 ・自動車運転免許取得助成 2人	—	継続実施	・自動車改造費助成 2人 ・自動車運転免許取得助成 2人	—	継続実施	障がい福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
③公共交通による外出の支援 精神に障がいのある人を対象に、路線バス運賃の半額を助成し、社会参加を促進します。	○路線バス運賃の助成	精神障がい者路線バス乗車負担軽減事業補助金:市内定額200円の1/2を助成 令和6年度決算額:274,000円	社会参加の促進	継続実施	精神障がい者路線バス乗車負担軽減事業補助金:市内定額200円の1/2を助成 令和7年度決算額:250,900円	社会参加の促進	継続実施	まちづくり推進課
(3) 就労・就労定着の支援								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①市役所における障がい者就労施設等からの製品購入 就労機会の確保などに資するため、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を継続的に行います。	○障がい者就労施設等優先調達推進方針を策定	・障がい者就労施設等優先調達推進方針を策定(毎年6月) ・担当委員により各部局の優先調達を継続して実施	—	継続実施	・障がい者就労施設等優先調達推進方針を策定(毎年6月) ・担当委員により各部局の優先調達を継続して実施	—	継続実施	障がい福祉課 各担当課
	○物品・役務提供一覧の作成	・物品・役務提供一覧の作成(4月) ・令和6年度調達実績 3,077,651円(北庁舎清掃、洗車、記念品などを調達)	調達実績が目標額に届くよう、調達業務の拡充を検討	継続実施	・物品・役務提供一覧の作成(4月) ・令和7年度調達実績 3,504,603円(北庁舎清掃、洗車、記念品などを調達)	調達実績が目標額に届くよう、調達業務の拡充を検討	継続実施	障がい福祉課 各担当課

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
②一般就労・就労定着へ向けた支援 市内の事業所等に対する雇用促進へ向けた啓発や就労移行支援事業の実施などにより、一般就労を促進するとともに、職場で長く働き続けられるよう支援します。	○市内の就労継続支援事業所や関係機関との情報連携	・就労支援事業所連絡会を開催(年6回) ・西播磨障害者就業・生活支援センターの就業相談を市役所で実施	－	継続実施	・就労支援事業所連絡会を開催(年6回) ・西播磨障害者就業・生活支援センターの就業相談を市役所で実施	企業との連携強化	事業所と企業とをつなぐ場をつくる。	障がい福祉課
	○市内事業所への雇用促進の啓発	市公式サイトによる情報提供	雇用促進の周知の充実	企業訪問などにより啓発実施	市公式サイトによる情報提供	企業との連携強化 雇用促進の周知の充実	企業訪問などにより啓発	障がい福祉課
	○就労移行支援、就労定着支援	・就労移行支援(4人利用) ・就労定着支援(1人利用)	－	継続実施	・就労移行支援(4人利用) ・就労定着支援(2人利用)	－	継続実施	障がい福祉課
	○就労準備支援	仕事の総合相談窓口(委託事業)として実施した。支援実人数10人(うち就労2人)	利用者の長期化	仕事の総合相談窓口(委託事業)として一般就労が困難な困窮者へ支援を実施する。	仕事の総合相談窓口(委託事業)として実施した。支援実人数9人(うち就労2人)	利用者の長期化	仕事の総合相談窓口(委託事業)として一般就労が困難な困窮者へ支援を実施する。	社会福祉課
	○産業立地促進条例に基づく障がい者雇用奨励助成	助成実績:無し	申請時に計画はあるが、雇用に至っていない。	制度の周知	助成実績:無し	申請時に計画はあるが、雇用に至っていない。	制度の周知	商工観光課
	○市役所における障がい者雇用	・サポート室への支援の配置 ・職員研修の実施	離職防止と職員のスキルアップ	・サポート室への支援の配置 ・職員研修の実施	・サポート室への指導員の配置 ・職員研修の実施(R7.7.30) 2回:228名参加	・雇用促進と離職防止 ・職員のスキルアップ	・就業実習の受入れ ・全庁的なサポート体制の強化 ・指導員の増員(1名) ・職員研修の実施(年1回) ・障がい者雇用推進プロジェクト委員への研修実施(年1回)	人事課
③福祉的就労の場の提供と就労条件改善に向けた取組 就労継続支援事業所(A型・B型)と連携し、製品の利用促進や販路拡大を図るとともに、市内企業へ受託作業(内職や施設外就労など)の斡旋を働きかけ、工賃向上につなげます。	○就労支援事業所連絡会を隔月で開催	就労支援事業所連絡会を開催(年6回)	－	継続実施	就労支援事業所連絡会を開催(年6回)	－	継続実施	障がい福祉課
	○販売会の開催	・市役所市民ロビーで販売会を開催(年12回) ・はがてらすでミニ販売会を開催(2回)	－	継続実施	・市役所市民ロビーで販売会を開催(年12回) ・はがてらすでイベントの際にミニ販売会を開催(1回)	－	継続実施	障がい福祉課
	○事業所紹介パンフレットなどによる事業所活動の啓発	・福祉施設製品紹介(毎年4月作成) ・就労支援事業所情報(毎年4月作成) ・市公式サイトで事業所に向けて作業発注の協力を呼びかけ。	市内企業に対する作業斡旋の働きかけなどにより、工賃向上のための方策を検討	パンフレットの作成に加えて、企業訪問を予定	・福祉施設製品紹介(毎年4月作成) ・就労支援事業所情報(毎年4月作成) ・市公式サイトで事業所に向けて作業発注の協力を呼びかけ。	市内企業に対する作業斡旋の働きかけなど、企業との連携強化	・パンフレットの作成に加えて、企業訪問を予定 ・相談支援事業所連絡会との連携により情報共有	障がい福祉課
	○農福連携事業の実施	1事業所の実施あり。5年度までの農福連携支援の取組を継続し、6年度は事業所単独で実施	・農業者と福祉施設とのマッチング	農福連携事業の情報収集、状況把握など調査研究	ハリマ農協独自の取組 内容:枝豆のバック詰め 期間:2週間 連携事業者:みみずく耕房	労働条件と賃金の綿密な協議を要する。	ハリマ農協独自のR7同様の取組を継続実施する。	農業振興課
		西播磨農福連携推進会議への出席			西播磨農福連携推進会議への出席	－	農福連携事業の情報収集	障がい福祉課
(4) 文化芸術活動・スポーツの推進								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①自主活動の支援 仲間づくりや市民との交流の機会を提供するため、障がい者団体等の活動を市広報紙で紹介するとともに、施設の利用料の減免を行うなど、社会参加を促進します。	○パラスポーツの普及	障がいのあるなしに関わらず、誰もが参加できるパラスポーツの普及に努めた。	スポーツする機会の確保	継続実施	障がいのあるなしに関わらず、誰もが参加できるパラスポーツの普及に努めた。	スポーツする機会の確保	継続実施	障がい福祉課 まちづくり推進課
	○スポーツ施設の使用料の免除	障がいのある人の社会参加を促すために、市スポーツ施設の使用料を減免している。		継続実施	障がいのある人の社会参加を促すために、市スポーツ施設の使用料を減免している。		継続実施	まちづくり推進課
	○団体活動やパラスポーツの紹介	障がいのある人の社会参加を促すために、団体活動やパラスポーツを紹介している。		継続実施	障がいのある人の社会参加を促すために、団体活動やパラスポーツを紹介している。		継続実施	障がい福祉課 まちづくり推進課
②文化芸術活動、スポーツの機会の提供 文化芸術活動・スポーツへの参加を通じて、生きがいや社会参加の促進、健康増進を図ります。	○作品展の開催	心のバリアフリー展で、福祉事業所の作品展を開催(12月)	文化・芸術活動を促進する機会の確保	各種作品展の周知 福祉事業所の作品展の継続	心のバリアフリー展で、福祉事業所の作品展を開催(12月)	作品展展示兼交流の場とならないか検討	交流の場となるように展開する	障がい福祉課
	○スポーツ大会・スポーツ教室の開催	・スポーツ大会・スポーツ教室の開催 ・ポッチャリーグ 6回開催(3月～10月) ・森のパラスポーツフェス2024(ポッチャ競技やパラスポーツ体験会)(10月)	・参加者や運営協力者の増加に向けた取組 ・新規競技の実施・紹介	継続実施	・スポーツ大会・スポーツ教室の開催 ・ポッチャリーグ 6回開催(3月～10月) ・森のパラスポーツフェス2025(ポッチャ競技や卓球バレーなどの体験(10月、94人参加)	・幅広く参加してもらえるような工夫 ・周知方法の工夫・参加者や運営協力者の増加に向けた取組 ・新規競技の実施・紹介	継続実施	障がい福祉課

第4次宍粟市障がい者計画
基本理念
基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり
3 地域生活支援の充実

(1) 生活の支援								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①障がい福祉サービス等の提供と生活の場の確保 必要な支援を遅滞なく受けられるよう、障がい福祉サービス等の円滑かつ適切な提供に努めます。 また、障がい福祉サービス等や暮らしに役立つ情報を積極的に発信します。	○障がい福祉サービス・地域生活支援事業・障がい児通所支援等の提供	必要な支援を遅滞なく受けられるよう、障がい福祉サービス等を提供するとともに、窓口等で情報発信に努めた。	医療依存度の高い障がいに対し、地域での受け皿が少ない。	継続実施	・必要な支援を遅滞なく受けられるよう、障がい福祉サービス等を提供するとともに、窓口等で情報発信に努めた。 ・日常生活用具の給付要件の見直し(ストーマ装具の給付基準額の引上げなど)	・医療依存度の高い障がいに対し、地域での受け皿が少ない。 ・市内でもサービスの利用しやすさに差がある。	・総合病院での受け入れや介護事業所の利用に向けて検討 ・医療的ケア児等に対する支援体制の検討	障がい福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○共同生活援助(グループホーム)の充実に向けた支援	・グループホーム利用者家賃負担軽減事業の実施 ・グループホーム新規開設サポート事業の実施	グループホームの状況把握	継続実施	・グループホーム利用者家賃負担軽減事業の実施 ・グループホーム新規開設サポート事業の実施	グループホームの状況把握	・継続実施 ・医療型GH補助金制度の実施検討	障がい福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○入退院時の連絡・調整	障がいのある人等の入院早期から退院支援カンファレンスを実施し、連携を密にすることで、入退院がスムーズに図れるよう調整をした。	退院(転院・在宅・施設)調整は、その患者の容体に大きく左右されることから調整するには時間を要する。	引続き、関係する連携部署と連携を図る。	障がいのある人等の入院早期から退院支援カンファレンスを実施することで連携を密し、入退院がスムーズに図れるよう調整を図った。	退院(転院・在宅・施設)調整は、その患者の容体や患者家族に大きく左右されることから調整等には時間を要する。	引続き、関係する連携部署と連携を図る。	地域連携室
	○在宅サービスの調整	地域のかかりつけ医の後方支援病院という立場から在宅診療を支援し、訪問看護サービスの推進や訪問診療・緊急往診を行った。	宍粟エリアは広大であり、稼働できる医師のマンパワーにも限界がある。	引続き、かかりつけ医と連携し、外来通院が難しくなった患者が安心して暮らせるよう医療的支援を行う。	地域のかかりつけ医の後方支援病院という立場から在宅診療を支援し、訪問看護サービスの推進や訪問診療・緊急往診を行った。	宍粟エリアは広大であり、稼働できる医師のマンパワーにも限界がある。	引続き、かかりつけ医と連携し、外来通院が難しくなった患者が安心して暮らせるよう医療的支援を行う。	地域連携室
	○資源物の個別収集	資源物を自ら資源物ステーションまで搬出することが困難な世帯に対して個別収集を実施 ・毎月第1火曜日に実施 ・利用登録者4名	－	・毎月第1火曜日に実施 ・利用登録者3名	資源物を自ら資源物ステーションまで搬出することが困難な世帯に対して個別収集を実施 ・毎月第1火曜日に実施 ・利用登録者3名	－	資源物を自ら資源物ステーションまで搬出することが困難な世帯に対して個別収集を実施 ・毎月第1火曜日に実施 ・利用登録者3名	生活衛生課
②専門職の育成 障がい者福祉に関わる専門職の育成・確保に努めます。	○介護人材確保事業(奨学金等の返還金に対する補助)	・介護人材確保事業の対象年齢を30歳未満から40歳未満に拡充(障がい福祉では令和6年度の申請者はなし) ・近隣大学へ介護人材の確保と事業所求人を啓発(6月)	事業所間の情報連携や職員のスキルアップに向けた支援が必要。	継続実施	・障がい福祉事業所から令和7年度の申請者1人 ・近隣大学へ介護人材の確保と事業所求人を啓発(6月)	事業所間の情報連携や職員のスキルアップに向けた支援が必要。	継続実施	障がい福祉課
③包括的な支援体制の整備 相談や、地域生活等に対する支援を行う地域生活支援拠点の強化など、包括的な支援体制の充実を図ります。	○地域自立支援協議会の開催	宍粟市地域自立支援協議会の開催(7月、3月)	－	継続実施	宍粟市地域自立支援協議会の開催(7月、3月)	－	継続実施	障がい福祉課
	○地域生活支援拠点の強化	相談支援や地域生活で生じる緊急事態へ対応するための体制を整備している。	先進地等の事例を通じて、よりスムーズな支援体制ができるように取り組む。	継続協議	相談支援や地域生活で生じる緊急事態へ対応するための体制を整備している。	先進地等の事例を通じて、よりスムーズな支援体制ができるように取り組む。	新規相談支援事業所との調整	障がい福祉課
	○介護と障がい福祉の共生型サービスの検討	事業所との協議1件	－	共生型サービスについて、事業所へのアプローチを実施	事業所との協議0件	－	共生型サービスについて、事業所へのアプローチを実施	障がい福祉課
	○見守りサービスや家族が不在時の代行サービスなど、介護者の負担軽減の方策を検討	介護者の負担軽減の方策について検討できていない。	一人での外出や介護者の一時的な休息などに対する生活支援、自宅での見守りや移動支援サービスについて協議が必要。	継続協議	－	・一人での外出や介護者の一時的な休息などに対する生活支援、自宅での見守りや移動支援サービスについて協議が必要。 ・シルバー、ファミサポ等障がい福祉サービス以外の支援体制がとれないか。	継続協議	障がい福祉課
④高齢者福祉との連携 個々の状況を考慮しつつ、介護保険サービスへの移行をスムーズに行うため、介護支援専門員等との連携に努めます。	○相談支援専門員と介護支援専門員等との協議の場の設定	障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行に関する情報提供のほか、必要に応じて情報共有・連携の場を設定している。	－	継続実施	障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行に関する情報提供のほか、必要に応じて情報共有・連携の場を設定している。	－	継続実施	障がい福祉課

(2) 権利擁護体制の充実								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①人権等相談の実施 人権擁護委員による人権相談や市民相談員を配置し、さまざまな人権問題やトラブルの解決に努めます。	○人権擁護委員による人権相談	年2回、市内4か所にて、人権擁護委員による特設人権相談を実施。	—	継続実施	5月と12月年に市内4か所にて、人権擁護委員による特設人権相談を実施	—	継続実施	人権推進課
	○市民相談員の配置	市民相談員を配置し、様々な人権問題等に対応。	—	継続実施	市民相談員を配置し、さまざまな人権問題等に対応	—	継続実施	人権推進課
②虐待の防止 関係機関と連携しながら、虐待防止の啓発を行うとともに、虐待相談窓口の周知に努めます。	○虐待防止の啓発	各種イベント時や窓口等で虐待防止の啓発を行った。	—	継続実施	各種イベント時や窓口等で虐待防止の啓発を行った。	—	継続実施	障がい福祉課
③成年後見制度の啓発と利用促進 障がいのある人やその介護者の高齢化、障がいの重度化、「親なき後」などを見据え、成年後見制度の利用促進に努めます。	○基幹相談支援センターの設置	親なき後の事案について、成年後見制度の申立て支援を1件、成年後見制度つなぐことができました。	成年後見制度の相談窓口の周知不足	相談支援事業所連絡会等においてケースを共有することにより、同じような課題を抱えたケースの把握に努める。	障がいのある人の本制度に関する相談が15件に急増し、うち10件を制度につないだ。	制度を必要とする方への早期支援や継続的なフォロー体制の整備が必要。	医療・福祉・司法等の関係機関と連携し、適切な支援体制の整備する。	福祉相談課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○成年後見制度の啓発	市民向け研修会の開催と福祉専門職向けの研修会の実施	研修会を開催しても障がい分野の支援者の参加が少ない。	「親なき後」などのテーマでの研修会の開催。	・令和8年1月21日に講演会「親なきあとと成年後見」を開催した。(参加者:55人) ・制度啓発動画(YouTube)を作成し、制度の普及啓発を行った。	成年後見制度の認知度は向上しているものの、本人中心支援や権利擁護といった制度理念の周知が十分にはいえない。	成年後見制度の理念普及を目的として、本人意思決定支援及び権利擁護の視点を踏まえた普及啓発を推進する。	
	○成年後見制度利用支援	成年後見人等への申立て費用及び報酬の助成の要件が国の求める要件と合致していなかったため、成年後見制度利用支援事業実施要綱を改定し、対象者の範囲を拡大した。	利用支援事業の周知による適切な制度運営。	制度を必要とする人が適切に制度利用につながるような体制整備を構築する。	報酬助成手続きの適切な取扱いを図るため、令和6年度に改正した要綱について、必要な見直しを行い再度改正した。	制度利用が必要であったても、費用負担や申立手続きへの不安から利用につながりにくいケースがある。	円滑な制度利用につながる支援体制の充実を図る。	

第4次宍粟市障がい者計画

基本理念
基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり
4 保健福祉事業と相談体制の充実

(1) 障がいの早期発見と療育体制の強化								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①障がいの早期発見・早期療育の推進 発達に不安がある児童の保護者に対し、乳幼児発達支援や児童思春期相談などを継続実施するとともに、健診や健康相談の受診率向上を図り、障がいの早期発見・早期療育につなげます。	○乳幼児発達相談	年間 26回、延べ 48人 発達の相談を希望する乳幼児が対象	年間実施回数に限りがあり、 待機がある場合がある	継続実施	年間 23回、延べ 44人 発達の相談を希望する乳幼児が対象	年間実施回数に限りがあり、 待機がある場合がある	継続実施	保健福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○ことばの相談	年間 16回、延べ 40人 発達の相談を希望する乳幼児が対象	－	継続実施	年間 14回、延べ 36人 発達の相談を希望する乳幼児が対象	－	継続実施	
	○乳幼児健診	乳児健診:12回・144人、1歳6か月健診 10回153人、3歳児健診10回171人	－	継続実施	乳児健診:12回・113人、1歳6か月健診 8回133人、3歳児健診11回166人	－	継続実施	
	○健康相談	10か月健康相談9回124人、2歳児歯科 健診11回171人	－	継続実施	10か月健康相談9回141人、2歳児歯科 健診9回135人	－	継続実施	
	○児童思春期相談	14回、56人に実施	相談の継続には医師との調 整が必要	継続実施	13回、51人に実施	相談の継続には医師との調 整が必要	7年度同様に実施予定	福祉相談課 障がい福祉課
	○就学時発達相談	6回、11人に実施	相談の継続には医師との調 整が必要	継続実施	5回、10人に実施	相談の継続には医師との調 整が必要	7年度同様に実施予定	福祉相談課 障がい福祉課
	○医療的ケア児コーディネーターの 配置	基幹に保健師1名配置、相談支援事業 所に1名配置	資格取得には要件等が必要	7年度に基幹の保健師1名が 取得予定	基幹にR8年度取得予定の保健師が1 名、相談支援事業所に1名配置	資格取得には要件等が必要	8年度に基幹の保健師1名が 取得予定	福祉相談課 障がい福祉課
②関係部署の連携による療育の充実 保健・福祉部局、教育委員会等の関係機関が連 携し、情報の共有を行いながら、発達に障がいのある人のライフステージに応じた継続的な支援を 行います。	○特別支援教育・保育会議の開催	市内学童保育研修会、就学前特別支援 教育研修会に参加し、職員研修を行う。	・多様化する個別のニーズへの 対応方法。 ・民間園における特別支援を 担当する保育者の確保	年間2回(例年通り)開催	・令和8年2月 16名について会議を実施 ・必要に応じて(R7.7.8.9R8.1)に開催	判定後の加配職員の確保	・保育会議の実施(R9.2) 必要に応じて随時開催 ・専門研修、就学前特別支援 教育研修会を行う。	学校教育課 こども未来課
	○教育支援委員会における教育機 関との情報共有	教育支援会議への出席及び日頃からの 必要ケースの報告連絡・相談を実施。	連携の強化	教育支援会議への出席及び 日頃からの必要ケースの報告 連絡・相談を実施。	教育支援会議への出席及び日頃からの 必要ケースの報告連絡・相談を実施。	連携の強化	教育支援会議への出席及び 日頃からの必要ケースの報告 連絡・相談を実施。	福祉相談課
③特別支援教育等担当者への研修機会の提供 障がいのある児童が適切な教育を受けられるよう、 保育者や教職員等に対し、研修や専門的アド バイスを受ける場の提供に努めます。	○特別支援教育コーディネーター ネットワーク会議の開催	年間3回市役所で開催。市内学校園所 のコーディネーター各回約50名参加し研 修を行う。	・依頼事だけでなく、日々の実 践に役立つ内容を検討。 ・個別の指導計画や教育支援 計画の書き方	年間3回(例年通り)開催	年3回(5月7月12月)に実施	・必要な支援に対する理解 ・個別の指導計画の書き方と 教育支援計画の書き方	年間3回(例年通り)開催	学校教育課 こども未来課
	○市特別支援教育推進員研修会の 開催	年間3回市役所で開催。市内各校1名配 置の特別支援教育推進員の研修を行う。	未配置校があり、例年教職 員の人的確保が困難。	年間3回(例年通り)開催	年3回(5月7月12月)に実施	・必要な支援に対する理解 ・個に応じた自立活動の支援 方法	年間3回(例年通り)開催	学校教育課
	○各学校園所特別支援教育研修 会の開催	各学校園所職員への研修会を開催。市 内各学校園所を巡回訪問し、観察の上で 研修を行う。	・初めて特別支援学級担任を される方への継続的なサポ ート体制の充実。 ・研修に参加するための代替 職員の確保	各学校園所への巡回訪問時 に開催	・特別支援研修(園所)年1回 ・特別支援研修(学童)年1回	・研修に参加するための代替え 職員の確保	年1回(例年通り)実施	学校教育課 こども未来課
④訪問看護の提供 訪問看護の提供により、健康状態の悪化防止や 回復に努めます。	○訪問看護の提供	・精神科訪問看護:14名に実施し年間77 2回。 ・重度心身障がい者:7名に実施し年間49 4回。 ・指定難病患者:5名に実施し年間594 回。	精神科の地域移行が進んで きており、利用者が増加してき ている。当ステーションは訪問 できる看護師が10名いるが、 男性の訪問や複数名の訪問を 必要とする場合に対応できな いことがある。	対象患者への訪問看護を継 続していく。	・精神科訪問看護:15名に実施し年間 735回。 ・重度心身障がい者:7名に実施し年間 749回。 ・指定難病患者:6名に実施し年間471 回。	精神科の地域移行が進んで きており、利用者が増加してき ている。当ステーションは訪問 できる看護師が11名いるが、 精神科経験者はなく軽度の訪 問を中心に対応している。「刺 すぞ」などの攻撃的な発言や、 特定のスタッフを拒む利用者 があり、複数名訪問で対応し ているが、訪問調整に苦慮して いるとともに、訪問対応してい るスタッフのメンタルケアも課 題である。	対象患者への訪問看護を継 続していく。	訪問看護ステーショ ン

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
	○医療的ケア児への訪問	・医療的ケア児への訪問:7名に実施し429回。 ・医療的ケア児学校訪問:2名に実施し53回。	こどもスクスク教室での放課後リハビリがなくなり、外に出かけて行うリハビリテーションの不足。訪問でのリハビリだけでは補えないものがある。	対象患者への訪問看護を継続していく。	・医療的ケア児への訪問:7名に実施し628回。 ・医療的ケア児学校訪問:1名に実施し3回。	放課後リハビリやレスパイトの不足。訪問でのリハビリ・看護だけでは補えないものがある。夏休みなどの長期休暇の課題がある。	対象患者への訪問看護を継続していく。	訪問看護ステーション
(2) 相談体制の充実								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①行政と事業所の連携による相談・支援体制の強化	○基幹相談支援センターの設置	障がい福祉課に入る相談への同席し、適切な関係機関と連携・情報共有ができるように努めた。	相談窓口の周知不足	相談窓口を周知することにより、課題の早期発見に努める。	健康大学等における講演や市ホームページ内に基幹相談支援センターの紹介ページを作成するなど基幹相談支援センターの周知啓発を行った。	相談内容が複雑化・多様化しており、包括的な支援体制の強化が必要である。	関係機関と連携しながら、専門性を活かした相談支援及び支援体制の充実を図る。	福祉相談課 障がい福祉課
	○相談支援事業所連絡会の開催	・事業所連絡会に参加し連携強化を図った。 ・相談支援事業所連絡会を開催(年6回)	連携の強化	事業所連絡会に参加し連携強化を図る。	年6回の相談支援事業所連絡会へ継続して参加し、相談支援事業所間の情報共有を行った。また、ケース検討を実施し、支援方針の共有を行った。	・ケース検討と通じて把握した地域課題や現場支援を通じて把握した課題について、地域自立支援協議会で協議・共有できる体制づくりは必要である。 ・相談支援専門員の不足	事業所間の連携強化及び情報共有の充実を図り、地域における相談支援体制の強化につなげる。	福祉相談課 障がい福祉課
	○専門の相談支援員を配置	担当課に主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置、委託事業として相談支援員、就労支援・準備支援員、家計改善支援員を配置	－	孤独孤立専門の相談員を新たに配置し、より包括的な支援体制で対応にあたる。	担当課に主任相談支援員、就労支援員、学習支援相談員、社会参加推進員を配置。委託事業として相談支援員、就労(準備)支援員、家計改善支援員を配置	孤独孤立対策は、福祉相談課が実施するひきこもり対策と重複する部分がある。また、社会参加推進員の確保が難しい。	孤独孤立対策が就職氷河期世代支援に包含された。 就職氷河期世代支援の主な支援内容は、就労支援や生活・住まいの安定等であることから、従来の生活困窮者支援体制で対応にあたる。 なお、孤独孤立対策について、社会参加推進員の配置は未定、委託による居場所の提供は実施する。	社会福祉課
	○民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携	民生委員・児童委員は、担当区域内的の住民の実態や福祉ニーズを把握し、援助を必要とする人の見守りや訪問活動を行い、必要に応じて関係機関へつないだ。	年々、民生委員の高齢化、成り手不足が課題となっている。	継続した見守り活動を行う。	民生委員・児童委員は、担当区域内的の住民の実態や福祉ニーズを把握し、援助を必要とする人の見守りや訪問活動を行い、必要に応じて関係機関へつないだ。	年々、民生委員の高齢化、成り手不足が課題となっている。	引続き、継続した見守り活動を行う。	社会福祉課
②包括的な相談・支援体制の強化	○基幹相談支援センターの設置	障がい特性に応じて、重層的に関係部局が連携が取れるようケース会議の開催を実施。	包括的な支援の継続	必要時にケース会議を開催するなどをして連携していく。	生活保護相談時や生活困窮者の相談時に対象者に複合的な課題が生じた場合は、関係課と情報を共有し、必要に応じてケース会議を実施するなどして支援方法の検討を行った。	債務、健康問題、引きこもり、孤独、障がい等、対象者の抱える課題が複合的かつ複雑化している。	引続き、R7年度同様に困難事例や複合的な課題を有する対象者については、関係課と情報を共有して対応する。	社会福祉課
					関係部局とのケース会議を随時実施し、障がい特性に応じた包括的な支援に努めた。	複雑化・多様化する相談に対応するため、関係機関との更なる連携強化が必要である。	必要に応じてケース会議を開催し、関係機関と連携した包括的支援を継続する。	福祉相談課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
					支援が必要な生活困窮者からの相談を受けた場合、生活保護ケースワーカーや保健師、社会福祉士等と連携して対応にあたっている。	経済的、債務、障がい、疾病など複合的な課題を抱えている者が多い(課題の複雑化)	引続き、関係機関と連携し生活困窮者の自立を支援する。	社会福祉課

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
	○生活困窮者自立支援	支援が必要な生活困窮者からの相談を受けた場合、生活保護ケースワーカーや保健師、社会福祉士等と連携して対応にあたっている。	経済的、債務、障害、疾病など複合的な課題を抱えている者が多い(課題の複雑化)	引続き、関係機関と連携し生活困窮者の自立を支援する。	生活保護ケースワーカーや社会福祉士と連携し、生活困窮者に対する相談支援及び自立支援を行った。	複合的な課題を抱えるケースが増加しており、継続的かつ包括的な支援体制が必要である。	生活保護担当や関係機関と連携し、経済的課題に加え、障がい・疾病・ひきこもり等の複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、継続的な相談支援及び自立支援を行う。	福祉相談課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
		障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を実施。	包括的な支援の継続	障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を行う。	障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を実施。	包括的な支援の継続	引続き、障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を行う。	社会福祉課
					関係部局とのケース会議を随時実施し、障がい特性に応じた包括的な支援に努めた。	複雑化・多様化する相談に対応するため、関係機関との更なる連携強化が必要である。	障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を行う。	福祉相談課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○母子・父子相談支援	障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を実施。	包括的な支援の継続	障がい特性に応じて、関係部局と連携を取りながら支援を行う。	関係部局とのケース会議を随時実施し、障がい特性に応じた包括的な支援に努めた。	複雑化・多様化する相談に対応するため、関係機関との更なる連携強化が必要である。	障がい・疾病・ひきこもり等の複合的な課題を抱える家庭に対し、継続的な相談支援を行う。	福祉相談課
		ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、母子・父子自立支援員の配置や専用ダイヤルを設置し、関係機関と連携して、相談事業や経済的支援(児童手当・児童扶養手当)、就業支援を実施した。	母子・父子の継続雇用やスキルを向上させていくことが課題である。	引続き、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、関係機関と連携し、相談・支援メニューの充実を図るとともに、継続して支援できる体制づくりに努めていく。	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、母子・父子自立支援員の配置や相談専用ダイヤルを設置し、関係機関と連携した相談事業や経済的支援(児童手当、児童扶養手当)、就業支援(自立支援教育訓練給付金の支給)を行った。	母子・父子の就業継続や自立に向けた意識向上を図ることが課題である。	引続き、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、関係機関と連携し、相談・支援メニューの充実を図るとともに、継続して支援できる体制づくりに努めていく。	子育て支援課
③身体・精神・知的障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築 矢栗市地域自立支援協議会と連携し、地域包括ケアシステムの充実に向けた協議を進めます。	○地域自立支援協議会の開催	地域自立支援協議会で全体的な協議はできなかったが、成年後見制度の説明と現状報告を行った。	－	継続協議	矢栗市地域自立支援協議会の開催(7月、3月) 成年後見制度の説明や委員からの情報提供、意見交換を行った。	－	継続協議	障がい福祉課
④サポートファイルによる情報共有 児童の発達段階において、個別の支援計画などを記録したサポートファイルを作成し、適切な支援情報を関係者に切れ目なく引き継ぎできるよう努めます。	○各学校園所間で教育連携連絡会議の開催	・年間3回各学校園所間で教育連携連絡会議を開催。 ・関係部局と連携を取りながら会議の調整や支援情報を共有できた。 ・個別の指導計画や教育支援計画の引継ぎ、また情報交換を行った。	・開催にあたり、関係機関との日程調整。 ・包括的な支援の継続 ・情報交換の時間の確保	・年間3回(例年通り)開催。 ・関係部局と連携を取りながら会議の調整や支援情報を共有を図る。	・年間3回各学校園所間で教育連携連絡会議を開催した。 ・関係部局と連携を取りながら会議の調整や支援情報を共有した。 ・個別の指導計画や教育支援計画の引継ぎ、また情報交換を行った。	・開催にあたり、関係機関との日程調整。 ・包括的な支援の継続。 ・情報交換のための十分な時間の確保が必要。	・年間3回(例年通り)開催する。 ・関係部局と連携を取りながら会議の調整や支援情報の共有を図る。	福祉相談課 保健福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課 学校教育課 こども未来課

第4次宍粟市障がい者計画

基本理念
基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり
5 安心して配慮のあるまちづくりの実現

(1) ユニバーサルデザインの推進								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①ユニバーサルデザインの推進 施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。	○公共施設のバリアフリー化	バリアフリー設備の随時点検	－	継続実施	バリアフリー設備の随時点検	－	継続実施	各担当課
		バリアフリー設備の随時点検	－	本庁舎東玄関周辺のインタロッキングの凹凸を補修予定	バリアフリー設備の随時点検 本庁舎東玄関周辺のインタロッキングの凹凸を補修(修繕工事を実施(R8.3.25完了))	－	継続実施	行政管理課
		バリアフリー設備の随時点検	－	継続実施	適宜、段差などを解消	－	波賀中学校エレベーター棟増築工事	施設整備課
	○市役所窓口へのコミュニケーションボードの設置	市役所窓口設置済	－	継続実施	市役所窓口設置済	－	継続実施	各担当課
	○庁舎へ点字ブロックの設置	随時点検	－	継続実施	随時点検	－	継続実施	各担当課
	○車いすの配置	配置済(随時点検)	－	継続実施	配置済(随時点検)	－	継続実施	各担当課
	○バリアフリーマップの作成	・車いすやトイレなど市内公共施設の情報を市公式サイトで公開(11月更新) ・市内の公共施設多目的トイレマップを窓口や市公式サイト、子育てガイドブックで周知	－	継続実施	・バリアフリーマップとして、車いすやトイレなど市内公共施設の情報を市公式サイトで公開 ・市内の公共施設多目的トイレマップを窓口や市公式サイト、子育てガイドブックで周知	－	・バリアフリーマップの更新(6月) ・継続実施	障がい福祉課
	○バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報の発信	ユニバーサルデザインに関する情報を心のバリアフリー展示(12月)	－	継続実施	ユニバーサルデザインに関する情報を心のバリアフリー展で掲示(12月)	－	継続実施	障がい福祉課
②民間施設のバリアフリー化 市民がよく利用する民間施設について、バリアフリー化の促進に努めます。	○バリアフリー化の啓発	パンフレットや心のバリアフリー展等で周知	周知方法の工夫	民間施設のバリアフリー化を促進するよう引続き周知に努める。	・パンフレットや心のバリアフリー展等で周知 ・点字ブロック体験を実施	周知方法の工夫	民間施設のバリアフリー化を促進するよう引続き周知に努める。	障がい福祉課
(2) 情報の円滑な取得や利用しやすい環境の整備								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
情報取得・利用への配慮 障がいのある人が円滑に必要な情報を入手できるよう、障がいの特性に応じた情報アクセシビリティ(情報資源の利用のしやすさ)の向上に努めます。	○市広報紙、しーたん通信、市公式サイト、SNSなどによる情報提供	・各種制度やイベント案内など、広報紙、しーたん通信、市公式サイト、SNSなどで情報提供をした。 ・市公式サイト等の掲載時にはアクセシビリティを遵守している。	－	継続実施	・各種制度やイベント案内など、広報紙、しーたん通信、市公式サイト、SNSなどで情報提供をした。 ・市公式サイト等の掲載時にはアクセシビリティを遵守している。 ・配布資料ではルビを振るなどの工夫をしている。	－	継続実施	各担当課
	○講演会等に手話通訳・要約筆者の配置	必要に応じ、講演会等において、手話通訳・要約筆者を配置	－	継続実施	必要に応じ、講演会等において、手話通訳・要約筆者を配置	－	継続実施	各担当課
	○市広報紙にユニバーサルデザインフォントを使用	市広報紙にユニバーサルフォントを使用した。	－	継続実施	市広報紙及び市議会だよりの作成にあたり、ユニバーサルフォントを使用した。	－	継続実施	広報情報課 議会事務局
	○設置手話通訳者を配置	手話通訳者を2名配置	設置手話通訳者の育成・確保	継続実施(現状、1名配置)	手話通訳者を1名配置	設置手話通訳者の育成・確保	継続実施(配置2名を目標)	障がい福祉課
	○ビデオ通話	タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話、通信アプリで対応 相談件数 168件	－	継続実施	タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話、通信アプリで対応 相談件数 134件	－	継続実施	障がい福祉課
	○遠隔手話通訳サービス	令和3年度に遠隔手話通訳サービスを導入(これまでの利用実績なし)	事業の検証・評価が必要	継続実施	令和3年度に導入した遠隔手話通訳サービスを廃止(これまでの利用実績なし)	－	－	障がい福祉課
	○「Net119緊急通報システム」の利用サポート	「Net119緊急通報システム」の利用サポート(利用方法などの説明会を開催)	－	継続実施	西はりま消防組合で実施する「Net119緊急通報システム」の利用サポート(登録説明会への協力)	－	継続実施	障がい福祉課

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
	○動画配信など、情報アクセシビリティの向上のための環境整備に向けた研究を実施	はじめてのスマートフォン体験型講習会を開催(10月)	しろうチャンネルなどの動画配信に際して、字幕や手話など障がいの特性に応じた情報取得の方法を研究	情報アクセシビリティの向上のため、引続き研究に努める。	情報受信装置(目で聴くテレビ)の導入に向けて協議	しろうチャンネルなどの動画配信に際して、字幕や手話など障がいの特性に応じた情報取得の方法を研究	情報受信装置(目で聴くテレビ)の設置と活用	障がい福祉課
(3) 防災・防犯体制の充実								
基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
①緊急時情報提供手段の一層の普及 障がいの特性に応じた緊急時の情報提供を図るとともに、それぞれの情報提供サービスへの加入者の増加に向けた啓発を行います。	○しろう防災ネット、しーたん通信、しろうチャンネルなどによる情報提供	市公式サイト、ハザードマップや出前講座などで、しろう防災ネットの登録を啓発している。	しろう防災ネットへの登録数が伸び悩んでいる。	引続き、しろう防災ネットへの登録を啓発していく。	市公式サイト、ハザードマップや出前講座などで、しろう防災ネットの登録を啓発している。	しろう防災ネットへの登録数が伸び悩んでいる。	引続き、しろう防災ネットへの登録を啓発していく。	危機管理課
②避難所の整備 避難所において、安心して快適な避難生活を送れるよう、設備や備品などの点検を行います。また、避難生活に特別な配慮を有する避難者を円滑に受け入れるため、福祉避難所の開設訓練に取り組みます。	○備品の点検、不足分の補充	備品の数量や使用期限、保管状況などを確認	安心、快適な福祉避難所として開設できるだけの設備や備品を確保できていない。費用対効果の部分で財政と協議が必要。	備品の数量や使用期限、保管状況などを確認	・備品の数量や使用期限、保管状況などを確認 ・備品や物品の点検を行い、不足する物品は補充している。	・関係部署と連携 ・福祉避難所の充実化 ・福祉避難所を開設するための設備や備品の確認には至っていない。(一宮) ・安心、快適な福祉避難所として開設できるだけの設備や備品を確保できていない。(千種)	備品の数量や使用期限、保管状況などを確認	危機管理課 福祉相談課 障がい福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
	○福祉避難所の開設訓練	・市防災訓練で福祉避難所開設・運営訓練を実施(11月) ・地域防災計画の見直しにあわせ、福祉避難所開設・運営マニュアルを改訂(3月) ・福祉避難所の施設移転に伴い、開設時の手順書を作成し直した(波賀)。	平時から関係機関との関係づくりに努めるとともに、防災訓練への参加のきっかけをつくるなど市民の防災への意識を高めていく必要がある。	・市防災訓練で福祉避難所開設・運営訓練を実施(今年度は千種で防災訓練実施予定)。障がいのある人やその家族等の訓練への参加を促進。 ・福祉避難所マニュアル等が更新されたため、手順書で修正が必要な部分については修正をする(波賀)。	・福祉避難所開設アクションカードを作成するとともに、開設時に必要な物品の確認を行った。(山崎) ・福祉避難所開設手順書の修正(波賀) ・市防災訓練で千種中学校で福祉避難所の設営訓練を実施した。(千種)	・関係部署と連携 ・千種中学校は実際の福祉避難所ではないため、実地訓練が必要(千種)。 ・平時から関係機関との関係づくりに努めるとともに、防災訓練への参加のきっかけをつくるなど市民の防災への意識を高めていく必要がある。	・市防災訓練で福祉避難所開設・運営訓練を実施	
	○災害時用コミュニケーション支援ボード、災害支援用バンダナの周知	市防災訓練で、穴栗ろうあ協会の参加のもと、災害時用コミュニケーション支援ボード、災害支援用バンダナを周知(11月)	—	・民生委員・児童委員へ災害時用コミュニケーション支援ボードを配付 ・福祉事業所や市民への周知	・市防災訓練で、穴栗ろうあ協会の参加のもと、災害時用コミュニケーション支援ボード、災害支援用バンダナを周知(11月) ・民生委員・児童委員、就労支援事業所へ災害時用コミュニケーション支援ボードを配付 ・災害時用コミュニケーション支援ボードを誰もが使えるように市公式サイトに掲載	関係部署と連携	継続実施	障がい福祉課
③緊急時の個別支援体制の整備 要支援者名簿や、災害時要支援者マップなどをもとに、災害時に支援を必要とする人に対する個別避難計画の作成に努めます。また、「把握していない要支援者」の情報取得に努めます。	○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	・令和6年度に災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、自治会(自主防災組織)・民生委員・児童委員等に名簿の提供をした。 ・名簿をもとに、個別避難計画作成について進めている。	個別避難計画の作成が進みにくい。	・令和7年度も災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、自治会(自主防災組織)・民生委員・児童委員等に名簿の提供をした。 ・名簿をもとに、関係者や事業者と連携して介護サービスや障がい福祉サービスの利用者を中心に、引続き個別避難計画の作成に努める。 ・個別避難計画の作成にあわせて、地域での防災訓練時に避難訓練参加を促す。	災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員等に名簿の提供をした。 名簿をもとに、関係者や事業者と連携して介護サービスや障がい福祉サービスの利用者を中心に、引続き個別避難計画の作成に努めた。	個別避難計画の作成が進みにくい。	前年度に作成した災害時避難行動要支援者登録名簿を年度初めに自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員等に提供する。 名簿をもとに、関係者や事業者と連携して介護サービスや障がい福祉サービスの利用者を中心に、引続き個別避難計画の作成をすすめていく。 個別避難計画の作成にあわせて、地域での防災訓練時に避難訓練参加を促す。	危機管理課 福祉相談課 社会福祉課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課

基本事業	計画上の主な取組	具体的な内容(6年度)	課題	取組予定(7年度)	具体的な内容(7年度)	課題	取組予定(8年度)	計画上の担当課
④防災訓練の実施 自主防災組織や住民、障がいのある人やその家族等の防災訓練への参加を促進し、住民の共助による防災体制の整備に努めます。	○個別避難訓練の実施	・個別避難計画作成者を優先し、自治会(自主防災組織)・民生委員・児童委員と個別避難訓練を実施した。(4件) ・一宮の防災訓練(一宮)は中止となり、未実施。	個別避難訓練を実施する際に、地域の方の協力を得ようとすると、準備の負担が大きい。	個別避難計画作成者を優先し、自治会(自主防災組織)・民生委員・児童委員と個別避難訓練を実施する。	・個別避難計画作成者を優先し、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員と個別避難訓練を実施した。(2件)(山崎) ・一宮町の繁盛地区の防災訓練時、災害弱者の避難として、自治会で車椅子を使って避難訓練を実施された。(一宮) ・市の防災訓練時に避難訓練を実施予定であったが、雨天のため、訓練対象者の体調等を考慮し、中止とした。(千種)	個別避難訓練を実施する際に、地域の方の協力を得ようとすると、準備の負担が大きい。	個別避難計画作成者を優先し、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員と個別避難訓練を実施する。(山崎) ・一宮町内(神戸地区)の防災訓練で個別避難計画作成者の避難訓練の実施(一宮) ・計画作成者を優先し、自治会や避難支援者等と連携した訓練を実施(波賀)	危機管理課 福祉相談課 一宮保健福祉課 波賀保健福祉課 千種保健福祉課
⑤犯罪被害の防止 犯罪被害や消費者トラブルから守るため、警察とも協力しながら注意喚起に努めます。	○防犯学習及び消費者トラブル防止等の啓発	・就労支援事業所にて消費者被害防止の出前講座を実施 ・宍粟市地域自立支援協議会や宍粟市就労支援事業所連絡会で消費生活トラブルの防止を啓発	－	継続実施	・就労支援事業所にて消費者被害防止の出前講座を実施 ・宍粟市地域自立支援協議会や宍粟市就労支援事業所連絡会で消費者トラブルの防止を啓発	－	継続実施	人権推進課 障がい福祉課